

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 5 日

各都道府県衛生主管部（局）
各都道府県水防主管部（局）
各都道府県砂防主管部（局）

} 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

医療施設における避難確保計画の作成等の更なる促進について

避難確保計画の作成や避難訓練の実施は、要配慮者利用施設等の利用者の災害発生時の円滑かつ迅速な避難確保を図るために重要であり、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）及び津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 124 号）において、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設等について、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を市町村に報告することが義務付けられています。また、避難確保計画や避難訓練の内容について

保計画に関する項目を加えたうえで、避難確保計画として市町村に報告することも可能ですので、併せて周知方お願いいたします。

【問い合わせ先】

○厚生労働省医政局

地域医療計画課 救急医療・周産期医療等対策室

災害医療対策専門官 中村（内線 2558）

災害医療係長 真保栄（内線 2548）

TEL：03-5253-1111（代表）

○国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室

課長補佐 平原（内線 35439）